

事務連絡
令和6年1月1日

各
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
民生主管部局 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

令和6年能登半島地震の発生に伴う児童福祉施設等の
人員基準等の取り扱いについて

令和6年能登半島地震の発生に伴い、「災害により被災した要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について」（令和6年1月1日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡）に基づき、多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設等については、他施設等からの職員の応援派遣について調整をお願いしているところで

す。
これにより、派遣元の施設等において、被災地に職員を派遣したことで職員が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことができなくなるなどの場合が考えられますが、人員、設備等の基準の適用については、柔軟に取り扱って差し支えないものとしますので、管内市町村や児童福祉施設、関係団体等に周知を図るようよろしくお願いいたします。